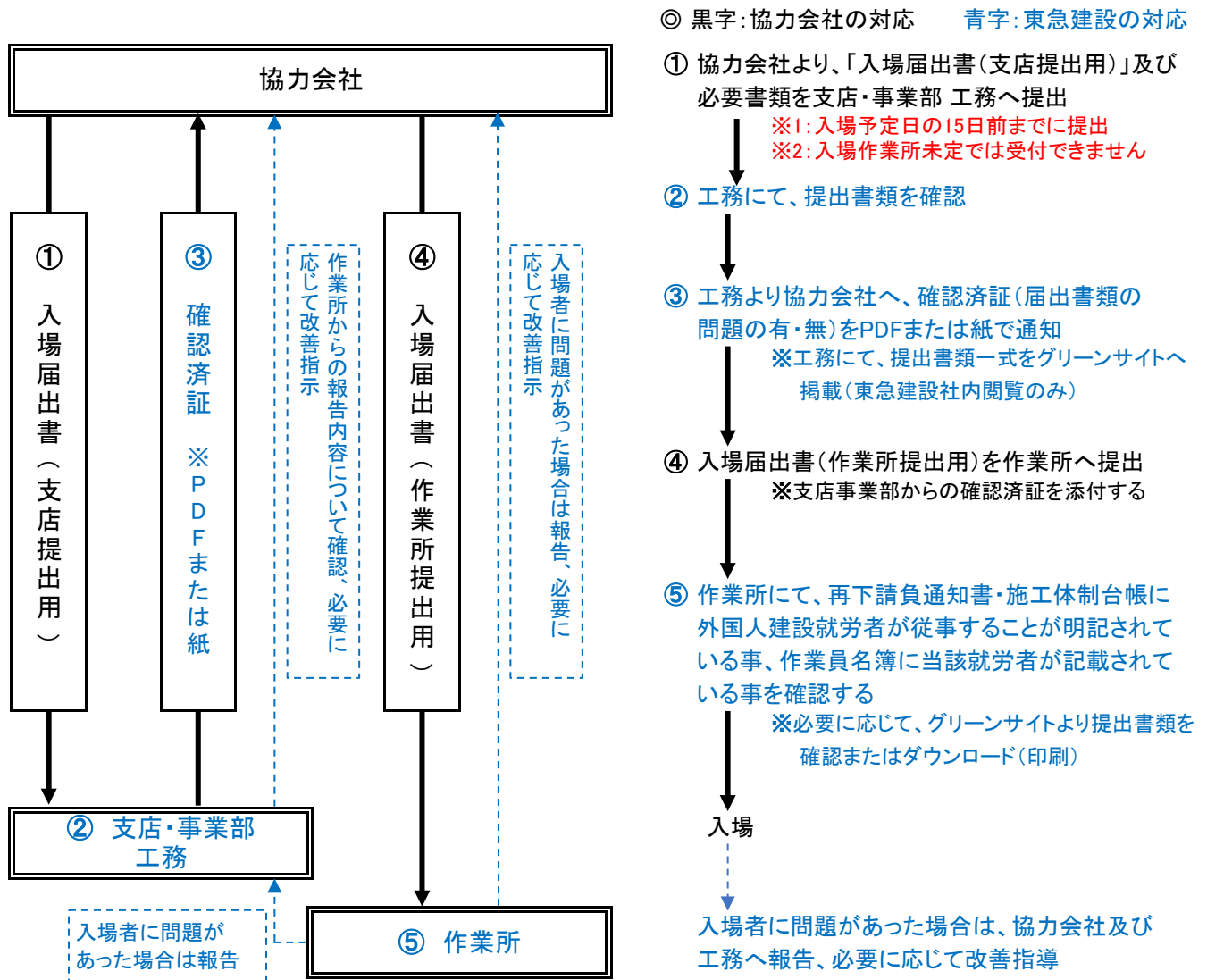


## 外国人建設就労者等現場入場受入ルール(建築版)

- ※1: この用紙は、下段の提出書類(提出確認欄)にシ点を入れて支店届出書と一緒に提出してください。
- ※2: 当社作業所へ入場予定の無い外国人建設就労者等については、書類の提出は必要ありません。
- ※3: 都市開発支店・首都圏建築支店・東日本建築支店への提出については、いずれかの支店へ届出て確認を得れば、共通で確認したものとします。



提出書類 ※0.以外は写しを提出してください		提出確認	受領確認
0.	外国人建設就労者等現場入場届出書(支店提出用)		
1.	建設特定技能受入計画認定証又は適正監理計画認定証		
2.	パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)		
3.	在留カード		
4.	受入建設企業と外国人建設就労者等との間の雇用条件書		
5.	建設キャリアアップシステムカード(登録義務のある者のみ) ※2020年1月以降に申請が受理された受入計画について登録義務化		